(本號八面)　(明治三十年九月十日　内務省第二種郵便物認可)　明治二十五年九月十日　(定價金二錢)

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

第三千四百四十四號　土曜日
明治廿五年九月十日
西曆壬辰七月二十日　(乙巳)
月入午後五時二十一分　月出午前五時四十分
滿潮午後七時四十七分　滿潮午前八時二十八分

(西曆一千八百九十二年)

時事新報社電話番號　百四十九番

新内閣員の石版肖像

本社は新内閣員たる十大臣及び樞密院議長の肖像を石版に印刷し美麗なる附錄となし明十一日の時事新報に添へて讀者に配布す

時事新報

又國會の責務

我輩は前日「國會の責務」と題し水害の事を云々して國會が利を興し功を奏げんよりは寧ろ其固有の撃を遂くるみとに注意し行政機關の運轉を沮害するが如きことなからんを願望せしが今夫の鐵道敷設法の成行を案するに又その一例として見る可きが如し抑も同法は政府が第三議會に提出したる鐵道公債法と鐵道買收法との二者を合一したるものに外ならずと雖も其實は公債法と云ひ買收法と云ひ共に政府に幾分の自由を與へ行政の處分として專斷するを許さんとしたるものなりしに敷設法は此等の自由を一切制限して鐵道敷設に關する一事一物みな議會の協賛を求めざる可らざる有樣なれば其實施上如何あらんとは當時既に人の危ぶみたる所なりしに果して今日に至り困難の徴候を現はし來りたるみを遺憾なれ其困難の一と云ふは同法第四章に鐵道會議の制を定め政府は此會議に諮詢するに非ざれば鐵道工事の順序と公債募集の金額とを決定するみと能はざるが故に曩に勅令第五十一號を以て鐵道會議規則を發布せしが其議員は貴衆兩院の議員より幾分を採用するみとし定めたり右の組織は理固より其當を得たるものなれども後に議員間に競爭起り各々當路に向て希望を逞ふするより松方内閣は遂に此會議員を撰任するみと能はずして止みたる程の次第なれば伊藤内閣とても亦後來の對議會策かた〳〵その釣合を乘るに苦み實行甚だ難遂なる可し尤も此等は唯果斷を以て處置するの外なき所あれども更に第二の困難は同法の目的たる今後十二ヶ年間に漸次六千萬圓の公債を募集し都合九線路の工事に着手するものなるに其公債の募集には議會の協賛を得ざる可らず然るに中央線八王子より名古屋又は御殿場より名古屋に到るもの、北越線直江津より新發田又は前橋より新發田に至るもの、近畿線京都より舞鶴又は土山より舞鶴に至るもの、同線大坂より和歌山又は奈良縣下より和歌山に至るもの、山陰山陽連絡線兵庫縣より境又は岡山縣下より境に至るもの等は例の比較線路なるものにして議會に於て之を決定したる上ならでは工費の豫算を編製するみと困難にして又山陽九州の兩線路の如きは共に私設會社の所有せる豫定線路なれば會社の許諾を得ざる前は政府も工事に着手する能はず之を以て政府は第四議會に二十六年度の工事として此等の故障なき奥羽線又は北陸線の豫算を提出せんとしたる由のところ之を傳聞するや始めは五線路同盟と稱し後には二線路も亦加はり都合七線路と地方的利害を共にする議員等は連合して鐵道廟に迫り又は當路大臣に向て奥羽又は北陸線の敷設を後にせられたしと要望し若し聽かれずんば勢ひ公債の募集に反對す可しと主張して運動甚だ盛んなれば政府の困却一方ならずと云ふ想ふに各線路の執れを先にす可きやは各々それ〳〵の理由ありて容易に決す可らざるものあらんとは雖も重に地方的の利害に偏して其向背を決するみとなれば今假に奥羽及び北陸線を見合はせ他の線路を取る事として其豫算の如きも比較線には二樣の表を作るなど無理に編製するを得るとするも奥羽北陸を始め其他の線路は又もや連合して反對を試み結局九線路を同時に少しづ〳〵敷設するに非ざるよりは遂に工事に着手する能はざるの奇觀を見る可し是も必竟議會が其權限を貪り每線路の工事豫算即ち每年募集す可き公債の額は議會の協賛を經ざる可らざるみと〳〵定めたるが故にして此權利あればみな前記の如く公債の募集に反對して線路の復讐をなさんと迫るものなる可し藏に幾分の沙汰にして驚入りたる次第なれども是れぞ即ち國會の撃なりとある上は始め同法設定の際自から省みて此邊に注意し漫に政府の自由を制限して實施上の不都合を悔ひざる樣勉むべき筈なるに何も議會の協賛に依るとして却て行政に及ぼすの撃害を等閑視したるは要するに其心常に所謂國會の責務を顧るを深からざるが故なる可し世の論者中には所詮同法を改正するの外なし抔云ふ者さへありて種々の評說も多きとは雖も我輩は今單に其責務に訴へ聊か國會が權利を愛しむの撃を言ふ者なり猶ほ重ねて論ずる所ある可し

官報

○勅令

朕帝國大學令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿五年九月八日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
文部大臣　河野敏鎌

勅令第七十五號

明治十九年三月勅令第三號帝國大學令第八條及第九條左ノ通改正ス

第八條　評議官ハ各分科大學長(法科大學長ヲ除ク)法科大學教授各一名ヲ以テ之ニ充ツ

教授ヨリ評議官トナル者ハ分科大學部ニ教授フシテ互撰セシメ文部大臣之ヲ命ス

第九條　教授ノ互撰ニ係ル評議官ハ二箇年ヲ以テ任期トス但再撰セラルヽコトヲ得

勅令第七十五號帝國大學令(明治十九年三月二日官報)抄錄

第八條　評議官ハ文部大臣各分科大學教授ヨリ各二人ヲ特撰シテ之ニ充ツ

第九條　評議官ハ五箇年ヲ以テ任期トス但再撰セラルヽコトヲ得

勅令第三號帝國大學令(明治十九年三月二日官報)抄錄

第八條　評議官ハ各分科大學教授ヨリ各二人ヲ特撰シテ之ニ充ツ

第九條　評議官ハ五箇年ヲ以テ任期トス但再撰セラルヽコトヲ得

○司法省告示第五十號

靜岡地方裁判所管内藤枝區裁判所明治二十五年九月二十日ヨリ裁判事務ヲ取扱フ

明治二十五年九月九日

司法大臣伯爵山縣有朋

雜報

○福嶋少佐の遠征記事　(一)

本年二月の紀元節に軍騎獨都伯林を出で〳〵露西亞、西比利亞の荒地を馬蹄に蹂みしだき既に千六百里の長程を驅つて最早程なく蒙古に入らんとする陸軍歩兵少佐福嶋安正氏の騎馬旅行に就てはその露都聖彼得堡に達したる迄の狀況を去る五月十九日以後の紙上に掲げて讀者の一粲を博したり少佐が露京を後にしてより は流石に寒天を冒し積雪を破りて苦もなく二千六百餘吉羅(一吉羅米突は凡そ日本の九丁八間四尺餘)を旅行せし駿馬凱旋も憐れや病に罹りて摩斯科に取殘されたる程なれば其遠征紀行は更に一層の見ものあるべしみれより少佐の報告書に據りて露京發程以後の狀況を連載せんとす

三月二十四日午後四時福嶋少佐は無異征馬に鞭うつて露京に着せり府外數里の地に迎へたる騎兵學校の將校數名に誘はれ賓客として校中準備の室に入り懇切の饗應を受けて後ち公使館に到り邦人と談笑して旅情を慰め三十四日目にて浴を取り積垢を洗ひ落して自ら體量の減じたるやを疑へり

三月三十日ガチナの離宮へ參内して露帝陛下に拜謁し又圖らず皇后宮にも謁見の榮を得たり兩陛下何れも少佐の旅行に關して種々の事を問はれ後ち宮中に於て午饗を賜はりたり

茲に少佐が彼得堡の滯在中獨逸の新聞紙は種々に少佐の名譽を毀けんとして左の如き記事を掲たるものあり

日本の少佐福嶋安正氏は今度彼の萬里騎行の大膽なる計畫を廢止したるが如し三月十八日ピットプスク州のアントノーベルに着きたるとき人に語りし所に據れば騎馬にては先づ彼得堡迄行くのみの目算にして假令ひ能く繼續し得るも摩斯科を限りとすべし而して摩斯科以東は汽車の便を借りてニジュニー、ノーゴロード、加森、土摩斯科を過ぎ浦瓏斯德に至り便船に東京に航すべしと云ふ蓋し少佐は既に其壯圖に疲れ且つ全く其旅行に退屈したるもの〳〵由云々

伯林に居れる少佐の友人はヨモヤと思へど心に憑りて之を少佐に問合せたり然るに少佐も露都に在て其新聞を見直ちに書を裁して友人に送れり曰く

何物の惡戯か固より取るに足らずと雖も小生を知らざる者は或は之を信じて誤次兄等に問ふ者あらん然らば請ふ答へられよ

事大小となく一度び決心せし上は水火と雖も決して避けざるが大日本帝國軍人の本色なり安正亦日本の一軍人たり故に安正の遠征に關し他日世人は二者の一を聞くべし曰く成功或は死

又右友人よりの手紙に答へて曰く三月十八日にピットプスクのアントノーベルに來れりとあるも此月は既に二百露里を乘り越えてポコー市に滯在せし者なり云々

少佐は露都の滯在十五日にして四月九日午前九時起程せり騎兵將校數名送て摩斯科凱旋門に至り哥薩克中尉ベシコフ氏は尚ほ同行數丁明年浦潮斯德の再會を約して別れたり少佐徐ろに征馬を驅つて行けば四月末だ春を知らずして白雪皚々たる萬里の平原に一線の直路四十四露里(一露里凡そ日本の九丁四十餘間)の遠きに連る其間稀に點綴せる樹林には禽聲幽かにして塞村遠く烟は細し幸ひに降雪は凍合の堅道を包みて騎行に便に氣候は頗る温暖にして新聞紙に足を包むの要なかりしと云へり其温暖の氣候なるものは即ち塞暖計零點下一度とす此日行程五十四露里トスナと云へる塞村の驛舍に宿れり露國は鐘の最中にて少佐が食卓に上るもの唯鷄卵と麵包と茶盤日は三十二露里を行きて一小村の農家に投ぜんとし道樹林鬱々路手足熱を魔喜々少佐の農家に到り姓共多人數は語學の稽情を慰めたが、少佐伯

○愛知縣第

愛知縣第六

ては有志者甚平民は自居るよしな同區の有志氏を推さん氏も競爭の として切て だ公然たる の如きも遁 至れば必ず

○廣嶋縣第

廣嶋縣第一 て行ふみと るを得ざる (改進黨員)

永正男氏の 佐々木亮、 其勢力前三 ば他に顯は 本吉兵衛氏 德、豐田雜 り前代議士 動に餘念な なれども勢 崑にては中

○廣嶋縣第 衆議院議員 御調郡中庄 限り同十四

○東京商業

○清淨華院 の後任は傳 しが同氏は て同院に赴

○博覽會開 總會に於て られん事を 請願書起草 より二名の 出京する 員二名上京 より其委員 間内發途